

令和5年度第1回沖縄地方労働審議会
沖縄労働行政の施策周知資料
(リーフレット等)

令和5年11月21日

沖縄県版支援パッケージ

～中小企業・小規模事業者の皆様、今すぐチェック！ぜひご利用ください～

(沖縄県最低賃金は、令和5年10月8日(日)から時間額896円が適用されます。)

最低賃金引上げ・賃金引上げ支援策

業務改善助成金

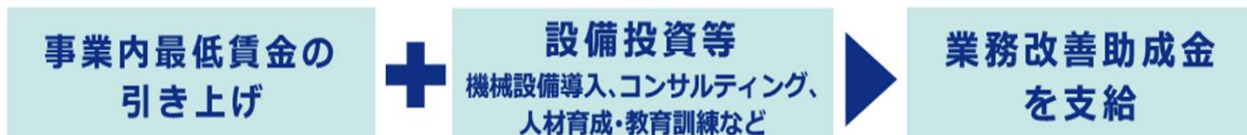
① 業務改善助成金とは…

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

② 対象事業者・申請の単位

- ・中小企業、小規模事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- ・申請期限は、令和6年1月31日まで(事業完了期限 令和6年2月28日)

詳しくは、下記QRコードから内容をご覧ください。



業務改善助成金の申請方法等、詳しくはコールセンターまたはHPでご確認ください。

コールセンター ☎ 0120-366-440 8:30～17:15(平日のみ)

厚生労働省 HP

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金(賃金規程等改正コース)

この制度は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。(当コースは、有期雇用労働者等の基本給の賃金規程等を3%以上増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成。)

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が3%以上5%未満の場合、中小企業5万円(大企業3万3000円)

1人当たりの助成額は、賃金引き上げ率が5%以上の場合、中小企業6万5000円(大企業4万3000円)

1年度1事業場あたりの支給申請上限人数は、100人

⇒詳しくは、助成金センター ☎098-868-1606 8:30～17:15(土日祝日を除く)

事業再構築補助金

従業員の賃金を引き上げたい事業者向けの支援に加え、大幅な賃金アップで
企業成長を目指す事業者支援が充実しました。

類型	最低賃金枠	成長枠	グリーン成長枠	
			エントリー	スタンダード
対象	最低賃金引き上げの影響を受け、その 原資の確保が困難な事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者	
補助上限	最大 1,500万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)
補助率	3/4	1/2 (大規模な賃上げ達成で2/3へ引き上げ) 【補助率引上要件】 事業終了時点で①給与支給総額 + 6%以上、②事業場内最低賃金 + 45円		



賃上げ等へのインセンティブ

○大規模賃金引上促進枠：上限3,000万円上乗せ

その他各種枠組みも設けております。詳しくは、下記または HP でご確認ください。

【第 11 回公募情報】

公募開始：令和5年8月 10 日(木)

申請受付：令和5年9月上旬～中旬(予定)

公募締切：**令和5年 10 月6日(金) 18:00**

【事業再構築補助金事務所コールセンター】

ナビダイヤル：0570-012-088

IP 電話用：03-4216-4080

受付時間：9 時～18 時 (日・祝日を除く)



【事業再構築補助金HP】

小規模事業者持続化補助金(賃金引き上げ枠)

賃金引き上げや、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施します。

・補助上限：200 万円

・補助率：2/3(赤字事業者は 3/4 に引き上げ)

※賃金引き上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を 3/4 に引き上げるとともに優先採択のための加点を実地します。

詳しくは、下記または HP でご確認ください。

【商工会地区】 <https://www.shokokai.or.jp/jizokukar1h/> ※事業場所在地の各商工会へ

【商工会議所地区】 <https://r3.jizokukahojokin.info/> <補助金事務局>03-6632-1502

【チラシ】 https://seisansei.smrj.go.jp/qk83jv00000000hv-att/20230724_jizokuka.pdf

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

【回復型賃上げ・雇用拡大枠】

業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援します。

・補助金額：100万円～ 最大 1,250万円

・補助率：2/3

詳しくは下記または HP でご確認ください。

⇒補助金 HP> <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

⇒ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎050-8880-4053 10:00～17:00(土日祝日を除く)

ものづくり補助金HP



サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金（IT 導入補助金）

業務の効率化や DX の推進、セキュリティ対策のための IT ツール等の導入費用

を支援します。

<詳細>（赤字は令和4年度第2次補正予算での拡充点です）

枠/ 類型	通常枠		デジタル化基盤導入枠（インボイス対応に活用可能！）					セキュリティ 対策推進 枠	
	A類型	B類型	商流一括 インボイス 対応類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型			
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等	中小企業・ 小規模事業者等					
補助額	5万円 ～ 150万 円 未満 下限を 引下げ	150万 円～ 450万 円 以下	インボイス対応済 の受発注ソフト	会計・受発注・ 決済・ECソフト		PC・ タブレッ ト等	レジ・ 券売機 等	(1)デジタル化基盤導入類型の 対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 ^(※1) （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円
			～350万円	50万円 以下 下限を 撤廃！	50万円 超 ～ 350万 円	～10 万円	～20 万円		
補助率	1/2以内		2/3 以内	1/2 以内	3/4 以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型 と同様 (2)・(3) 2/3以内	1/2以内
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料 (最大2年分(期間 を長期化))、 導入関連費		クラウド利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費					サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分) (※3)

（※1）消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。

（※2）補助金額 50 万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については 3/4、50 万円超については 2/3。

（※3）(独)情報処理推進機構(IPA)

「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

※詳しくは、下記または HP でご確認ください。

<問い合わせ>

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター

☎ 0570-666-376 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）

<補助金 HP> <https://it-shien.smrj.go.jp/>



[IT 導入補助金 HP]

働き方改革推進支援資金（中小企業資金）

① 融資制度（中小企業向け）

非正規雇用の処遇改善への取組みや長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等を支援する制度です。

② 支援内容

ご融資の限度額 中小企業資金 7億2000万円
ご返済期間 設備投資 20年以内(うち据置期間2年以内)
 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

③ 問い合わせ先

対象者の要件等については、下記「ご利用の窓口」までお問い合わせください。

沖縄振興開発金融公庫

・本店	融資第二部	中小企業融資第一班	☎098-941-1785
		中小企業融資第二班	☎098-941-1795
・中部支店		業務第一課・第二課	☎098-989-6604
・北部支店		業務課	☎0980-52-2338
・宮古支部		業務課	☎0980-72-2446
・八重山支店		業務課	☎0980-82-2701

HP: https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/r5_tyusyou.pdf

沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例

① 金利優遇制度

ひとり親家庭の就労支援、雇用の維持又は拡大、従業員の処遇改善及び人材育成に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減することにより、沖縄の地域課題である子供の貧困問題の解消及び雇用環境の改善を促進する制度です。

② 支援内容

特例の対象となる

要件に応じて、貸付利率を最大 0.5% まで控除

③ お問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

・本店	融資第二部	中小企業融資第一班	☎098-941-1785
		中小企業融資第二班	☎098-941-1795
・中部支店		業務第一課・第二課	☎098-989-6604
・北部支店		業務課	☎0980-52-2338
・宮古支部		業務課	☎0980-72-2446
・八重山支店		業務課	☎0980-82-2701

HP: 中小資金 https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/r5_tyusyou.pdf

生産資金 https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph/r5_seigyous.pdf

認証制度・相談支援等

沖縄県所得向上応援企業認証制度

支援の概要

従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証します。

- ① 認証式やシンポジウム等を通じて認証企業をPRします。
- ② 認証企業は、制度のマークを使用することができ、求人者や取引先等に認証企業であることをPRすることができます。
- ③ 認証企業に対して、奨学金返還支援制度における補助率及び補助上限額の引き上げを行います。

詳細は、下記またはHPでご確認ください。

沖縄県商工労働部マーケティング戦略推進課

☎ 098-894-2030

<HP>

<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/marketing/ninshoseido/index.html>



沖縄働き方改革推進支援センター

- 社会保険労務士等の専門家が、働き方改革に関する様々な課題、職場環境の整備・社員待遇改善など事業主の相談にワンストップ、無料に対応します。
- 企業への訪問相談サービスも行っています。
- 相談対応例：賃金引き上げの環境整備、人材確保、人材育成、同一労働同一賃金 等々

詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

☎ 0120-420-780 9:00～17:00 ※年末年始を除く。

<HP> <https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/consultation/okinawa/>

<メールアドレス> soudan@srokinawa.com

【沖縄労働局委託事業】（委託先：沖縄県社会保険労務士会）

沖縄県よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、中小企業、小規模事業者等からの経営上のあらゆる相談に応えるため、国が全国47都道府県に設置している無料の経営相談所です。

詳しくは、下記またはHPでご確認ください。

<連絡先> ☎ 098-851-8460

月～金 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00 ※定休日：日曜・祝祭日

<メールアドレス> contact@yoro-zu-okinawa.go.jp

<HP> <https://yoro-zu-okinawa.go.jp>



【よろず支援拠点】

中小企業等経営革新強化支援事業

新商品の開発や新たなサービスの提供、新分野への進出などの経営革新にチャレンジする中小企業の計画を承認し、支援する。計画の承認後は、政府系金融機関の低金利融資制度等の支援を活用することができる。

【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班 ☎098-866-2343

公益財団法人沖縄県産業振興公社経営支援課 ☎098-859-6237

沖縄県 HP: <https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/dantai/sangyoshien/kakushintop.html>

沖縄県産業振興公社 HP: <https://okinawa-ric.jp/service/post-10.html>

県内企業「稼ぐ力」強化人材育成事業

県内企業の「稼ぐ力」を強化するため、産業人材の育成に取り組む企業への補助に加え、専門家による人材育成計画策定の支援等を実施する。

【問い合わせ先】

沖縄県商工労働部産業政策課 ☎098-866-2330

HP: <https://redeoki.com/>

中小企業総合支援事業

支援の概要

中小企業者や創業予定者などの経営上の課題や取組等に対し、窓口相談や専門家派遣等のワンストップサービスを提供する。

事業一覧： 窓口相談、専門家派遣、課題解決支援、離島支援
販路開拓、取引マッチング、情報提供

詳細は、下記または HP でご覧ください。

沖縄産業振興公社（中小企業支援センター ☎098-859-6237）

HP: <https://okinawa-ric.jp/service/post-39.html>



賃金引き上げ特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

詳しくは、下記 QR コードから内容をご覧ください。

最低賃金特設サイト

検索



令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

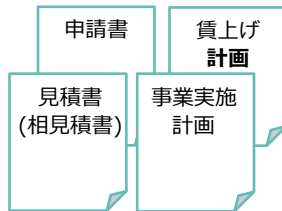


別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、
(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

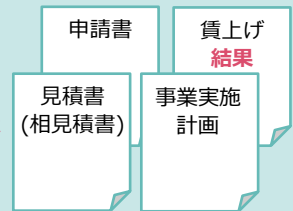
【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、
・ 賃金引き上げ計画書
・ 事業実施計画書
が必要です。



事業場規模
50人未満で
あればこちら
も適用

一定の期間※に事業
場内最低賃金を引き
上げていた場合は、
**賃金引き上げ計画は不
要**です。(事業実施
計画は必要です。)



※令和5年4月1日～12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます**。(詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引き上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

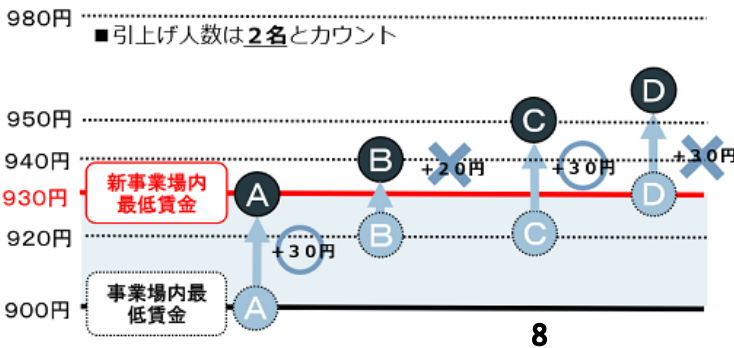
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の改善事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただくことができます。



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食（両手）分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうえに、配膳作業の効率化を図りたいと考えていた。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を効率化したい（社長）

さらなる工夫 セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

<導入前> **<導入後>**

配膳効率 配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に削減

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集

検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならなかった。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み取り込みの手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干し及び取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい（役員）

<導入前> **<導入後>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

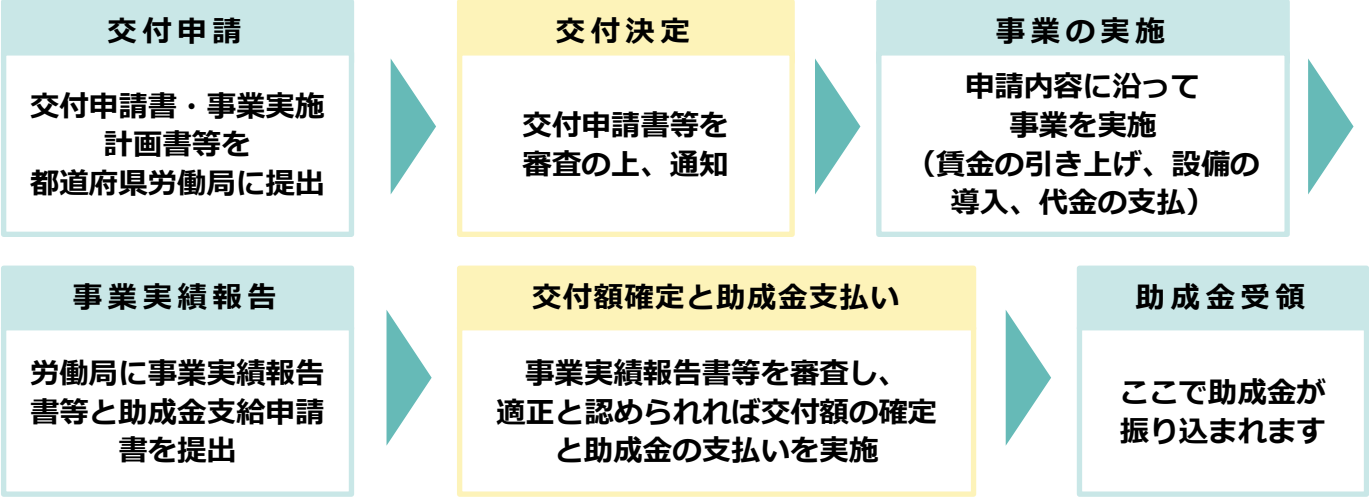
成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

沖縄振興開発金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、沖縄振興開発金融公庫の最寄りの店舗にお問い合わせください。

沖縄振興開発金融公庫
店舗情報



賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。**
(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合
発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了 **対象!** 発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施 **対象外**

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号 : 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され
たので、助成金を受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・ **賃金引き上げ計画**
・ **事業実施計画（設備投資
等の計画）**

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・ 計画に基づく賃上げの実施
・ 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・ **賃金引き上げ結果**
・ **事業実施計画（設備投資等の
計画）**

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

沖縄振興開発金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、沖縄振興開発金融公庫の最寄りの店舗にお問い合わせください。

沖縄振興開発金融公庫
店舗情報



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



この機会に
一度

ご自身の労働時間を
見つめ直してみましよう。



11月

「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料

令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル



0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料)※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)



0120-811-610

月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知って
いますか？



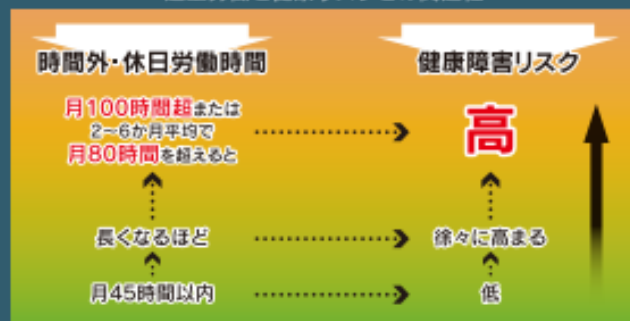
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方へ、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



たしかめたん

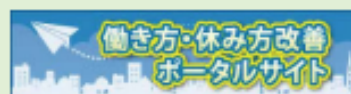
確かめよう労働条件サイト

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができ、豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひ活用ください。



働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



過重労働による健康障害を防止するために

01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆勤務間インターバル制度(※3)をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- ◆具体的な措置の内容は、労働時間等見直しガイドラインを確認しましょう。



04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医・衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)

※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します



01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

02 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04 労働相談を実施します

相談無料

11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

なくしましょう 長い残業
☎ 0120-794-713

11月1日・2日・3日・6日・7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談はっとライン」で相談をお受けしています。



相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

*詳細は専用ホームページをご覧ください。



専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。



専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。



「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

沖縄 会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時

2023年12月5日(火)
15:00~17:00 (受付14:30~)

参加無料
《事前申込》

会場

沖縄コンベンションセンター 会議場B1
(沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1)

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

沖縄会場

プログラム

[主催者挨拶] 沖縄労働局

[沖縄労働局からの現状報告]

[過労死遺族からの声]

「放送局記者過労死遺族からの訴え」

佐戸 恵美子 氏（東京過労死を考える家族の会）

[講演]

「過労死と働き方について考えよう」

榎森 耕助 氏（タレント）

せやろがいおじさん /
榎森 耕助 氏
タレント



お笑いコンビ・リップサービスのツッコミ担当。
コンビでTV・ラジオのレギュラーを持ち、賞レースでも四連覇を達成する実力派。Youtubeチャンネル「ワラしがみ」では、せやろがいおじさんとして沖縄の美しい海をバックに笑いを通して社会問題に物申す。教員の過労死問題に関する動画はX（旧Twitter）で239万回再生を超えるなど注目を集めている。
赤いふんどし、赤いハチマキがトレードマーク。

会場のご案内

沖縄コンベンションセンター 会議場B1

（沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1）

【車】・那覇市内から約30分（10km）／名護市内から約90分（56km）

【バス】・「沖縄コンベンションセンター前」バス停からすぐ。

・「真志喜」バス停から徒歩約11分

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [| | | |] | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

社会保険労務士等の
専門家が
お悩み解決の
お手伝いをします！



働き方改革から 働きがい 改革へ

オンライン
対応可

中小企業・小規模事業の事業主を
専門家が無料でサポート！



あなたの会社の 「働き方改革お悩み診断」

- ☐ 正社員と非正規社員との間に格差があるがその理由を説明することができない
- ☐ 人材不足による長時間労働を削減するにはどうしたらいいか
- ☐ 従業員の有給休暇の取得がなかなか進まない
- ☐ 就業規則を見直したいが、どのようにすればいいかわからない
- ☐ どのような助成金があるのか具体的に知りたい
- ☐ パパ育休や育休取得者がいる職場のマネジメントを相談したい
- ☐ ハラスメント対応のために何をすればいいのか？
- ☐ 36協定の書き方がわからない

Check!

ご利用いただけるサービス

センター相談

支援センターに社労士等の専門家が常駐し、電話・来所・メール相談に応じます。



セミナー

各種団体の総会や研修会にて無料で講師を派遣し、働き方改革に関する講演を行います。



出張相談会

県内の商工団体等にて、出張相談窓口を開設します。

※ホームページに出張相談窓口の開設日程を掲載しています。



企業訪問支援

希望される企業へ社労士等の専門家が訪問し、支援を行います。※複数回訪問可能



お問合せ・ご相談は、電話・メール・来所等のいずれでも可能です。

沖縄働き方改革推進支援センター

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区（那覇オーパ3階）

フリー
ダイヤル

0120-420-780

FAX : 098-869-2014

メール : soudan@srokinawa.com

時間 : 9:00-17:00(土・日・祝日を除く)



企業訪問支援・来所相談申込

事業所名				業種	
住所				担当者名	
部署				役職	
電話番号			FAX 番号		
E-mail :					
申込内容	☐ ①企業訪問支援 ☐ ②来所相談				
希望日時	第1希望日	令和	年	月	日() 時
	第2希望日	令和	年	月	日() 時
	第3希望日	令和	年	月	日() 時
相談内容	☐ 長時間労働の削減 ☐ 労働時間の管理 ☐ 労働者の定着 ☐ 有給休暇 ☐ 就業規則 ☐ 賃金制度の見直し ☐ 労働関係助成金 ☐ 36協定 ☐ 非正規労働者の処遇改善 ☐ その他労務相談 ☐ 相談の具体的内容・その他 				

FAX: 098-869-2014

お申込みお問合せは、FAX番号または下記のメールアドレス宛に送信ください。



沖縄働き方改革推進支援センター

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カパーナ旭橋A街区（那覇オーバ3階）

時間：9:00-17:00（土・日・祝日を除く）



2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられます。
(令和5(2023)年4月施行)

対象企業 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合

$$\frac{\begin{array}{c} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト

両立支援のひろば

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



Q 1 「育児を目的とした休暇」とは何ですか？

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度です。育児休業や子の看護休暇など法定の制度は除きます。

Q 2 「産後パパ育休」と「育児休業」は分けて計算するのですか？

産後パパ育休とそれ以外の育児休業等を分けて割合を計算する必要はありません。

Q 3 育児休業を分割して2回取得した場合や、育児休業と育児目的休暇の両方を取得した場合はどのように計算しますか？

当該休業や休暇が同一の子について取得したものである場合は、1人として数えます。

Q 4 事業年度をまたがって育児休業を取得した場合や、分割して複数の事業年度に育児休業を取得した場合はどのように計算しますか？

育児休業を開始した日を含む事業年度の取得として計算します。
分割して取得した場合は、最初の育児休業等の取得のみを計算の対象とします。

Q 5 計算した割合の端数処理はどのようにしますか？

公表する割合は、算出された割合の小数点第1位以下を切り捨てたものとしてください。
配偶者が出産したものの数（分母となるもの）が0人の場合は「－」と表記してください。

Q 6 任意で「育児休業平均取得日数」を公表する場合の計算方法は？

きまりはありませんが、計算方法の例を紹介します。他にも両立支援のひろばで計算例を紹介していますので参考にしてください。

<子どもが1歳までの平均育児休業取得日数の計算例>

公表前々事業年度に出生した子の1歳までの
合計育児休業取得日数（日） ÷ 当該育児休業取得人数（人） = 平均取得日数（日）
（小数点第1位以下切り捨て）

Q 7 いつまでに公表すればよいですか？

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。
事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 （決算時期）	初回公表期限	事業年度末 （決算時期）	初回公表期限
3月	令和5（2023）年6月末	9月	令和5（2023）年12月末
4月	令和5（2023）年7月末	10月	令和6（2024）年1月末
5月	令和5（2023）年8月末	11月	令和6（2024）年2月末
6月	令和5（2023）年9月末	12月	令和6（2024）年3月末
7月	令和5（2023）年10月末	1月	令和6（2024）年4月末
8月	令和5（2023）年11月末	2月	令和6（2024）年5月末



改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

＼令和4年10月1日から産後パパ育休がスタート／

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（➡）

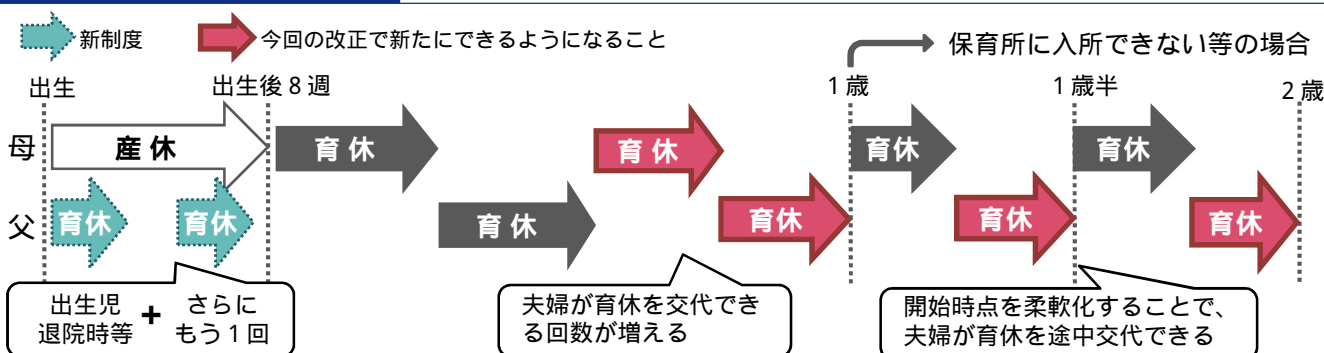
規定例は[こちら](#)



対象期間 / 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる → 詳細は「事業主向け説明資料」3-3 ¹ を参照
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり → 詳細は「事業主向け説明資料」3-3 ¹ を参照）

育児休業制度の変更（改正後の内容）（➡）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能



中小企業向け支援をご活用ください！

ハローワークにおける求人者支援員による支援など



ハローワークでは、育児休業中の代替要員を確保したい企業を支援しています。
求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っています。
求人のお申し込みは、ハローワークの窓口、オンラインに加え、ハローワークから企業に訪問することも可能です。

全国のハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork



両立支援等助成金（令和4年度） <https://www.mhlw.go.jp/content/000927607.pdf>

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」を支援します。



出生時両立支援コース （子育てパパ支援助成金）	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得させた中小事業主等に支給（代替要員に関する加算措置もあります）。
育児休業等支援コース	育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小事業主に支給。育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保した場合の支援もあります。

中小企業育児・介護休業等推進支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>



制度整備や育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>



改正育児・介護休業法を踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するオンラインセミナーを開催しています。また、社内研修用資料などがダウンロードできます。

令和4年4月1日から義務化されている事項

1：事業主向け説明資料
は [こちら](#)



▶ 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

何を？	①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。 産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置） 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供 自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
具体的には？	①「研修」 対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。 「相談体制の整備」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。 また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。 「自社の育休取得事例の提供」 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。 「制度と育休取得促進に関する方針の周知」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。

▶ 個別の周知・意向確認が必要です！

個別周知・意向確認、雇用環境整備の様式例は [こちら](#)



令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

誰に？	（本人または配偶者の）妊娠・出産の申し出をした労働者
何を？	①～④全てを行ってください。 産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象 育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など） 育児休業・産後パパ育休の申出先（例：「人事課」、「総務課」など） 育児休業給付に関すること（例：制度の内容など） 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い
いつ？	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合 出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照 ¹
どうやって？	面談（オンライン可） 書面交付 FAX 電子メール等のいずれか（ は労働者が希望した場合に限る ）

▶ 就業規則の変更が必要です！

規定例は [こちら](#)



有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されました。

就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。



- ・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
- ・常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

具体例（改正前の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

- 育児休業
 - (1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ← **削除！**
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業
 - (1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ← **削除！**
 - (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

お問い合わせ先 各都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



R4.9作成

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲 ※
- ② 就業場所の変更の範囲 ※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準 （通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件 ☐ 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	（雇入れ直後） 一般事務 （変更の範囲） ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	（雇入れ直後） 東京本社 （変更の範囲） ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	(「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。)

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合、掲載した時点を示すなど、正確かつ最新の内容に保つ義務があります。

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業 務 内 容	(雇入れ直後) 法人営業	(変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理	(変更の範囲) 法務の業務
就 業 場 所	(雇入れ直後) 大阪支社	(変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所	(変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契 約 期 間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)	
	契約の更新	有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新	有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

【参考】明示するタイミング等について

- ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、少なくとも前述のような労働条件を明示しなければなりません。
- ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、**労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です**。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- また、面接等の過程で**当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります**。この明示は速やかに行ってください。
- 労働契約締結時には労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を明示することが必要です**。ここでの明示についても、今回の職業安定法施行規則の改正と同様の改正が行われており、2024年4月1日以降、明示しなければならない労働条件が追加されます。

関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、²の資料等を掲載しています。



事業主の皆さんへ
お知らせです。

令和
6年4月～
適用

トラック運転者の

改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間
最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間
最大: 320時間

改正後

原則: 284時間
最大: 310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】 労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、16時間まで延長可（週2回まで）	※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】 SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる（※2、3） 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える	※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。
 特例	分割休息（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合） ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度	
	2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合） 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】 設備（車両内ベッド）が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要） ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可	※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
	隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合） 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】 仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可（2週間に3回まで） 2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない	
	フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない） ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

（注1）改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）をいう。
 （注2）本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達（令和4年基発1223第3号）の内容を含めて作成したものである。令和6年4月1日から適用される。

精神障害の労災認定基準を改正しました

改正に関する3つのポイントを紹介します

2023年9月に、精神障害の労災認定基準を改正しました。このリーフレットでは、改正に関する3つのポイントを紹介しています。ご不明な点は、最寄りの窓口までご相談ください。

1. 業務による心理的負荷(ストレス)評価表を見直しました

■ 具体的出来事を追加し、類似性の高い具体的出来事の統合等を行いました。

追加	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した	
統合	転勤・配置転換等があった	など

■ 心理的負荷の強度が「弱」「中」「強」となる具体例を拡充しました。

- パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことなどを明記しました。
- 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記しました。

2. 業務外で既に発病していた精神障害の悪化について労災認定できる範囲を見直しました

変更前	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めていなかった
変更後	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断※されるときには、業務と悪化との間の因果関係が認められる

※ 本人の個体側要因（悪化前の精神障害の状況）、業務以外の心理的負荷、悪化の態様・経緯等を十分に検討します。

3. 速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法を見直しました

■ 主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等を見直したことで、労災決定までの期間を短縮できる事案が増加します。

精神障害の認定のための要件はこれまでと変更ありません

【認定要件】

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

「年収の壁」への対応について

「年収の壁」とは

- ・**会社員の配偶者**などで、パートやアルバイトをされている方は、年収106万円や130万円など一定以上の収入になると、**社会保険料を支払う必要**が発生します。
- ・そのため、**手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える**、それが「**年収の壁**」と言われるものです。

「年収の壁・支援強化パッケージ」とは

「106万円の壁」対応

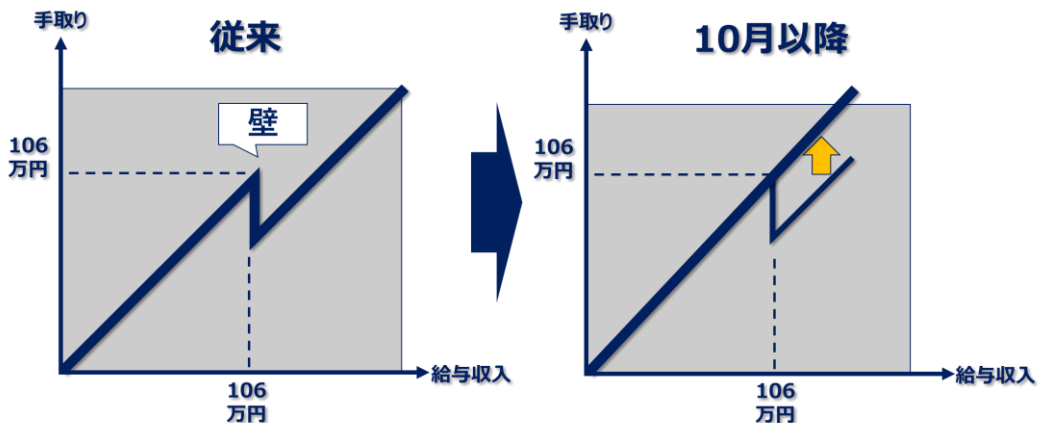
パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**^(※)を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援**をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組み**を作ります。

＜パッケージの適用による収入変化のイメージ＞（106万円の壁の例）



ご不明な点があるときは

- ・「**年収の壁突破・総合相談窓口**」にご相談ください。

年収の壁に関する
厚生労働省HPは
こちら



年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

○2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
○労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
○支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。

➡

事業主の皆様の
人手不足の解消へ！


パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「ババウ」ちゃん

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう
手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として
社会保険料の算定対象としません。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、
2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険の加入時期	R5 10月	 社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★					
			★	★	★	★	★	★	★	★					
			★	★	★	★	★	★	★	★					
R6 1月				 社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★				
					★	★	★	★	★	★	★				
キャリアアップ計画書															

第1期支給対象期

第2期支給対象期

★ 給与・手当の支給

令和6年1月31日までに提出(特例期間)

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の**両方**に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険の被保険者となってから2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者が社会保険に加入してから最長2年間の手当※³等の支給後の取扱いについて、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険の被保険者となった日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

本助成金の
支給要件には
該当しません。

※¹ 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、**週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上**で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、**週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上**である者であること。

※² 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※³ 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が**10.4万円以下**の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

○ 10月30日以降は、「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）でもお問い合わせを受け付ける予定です。詳細は **32** 内します。



配偶者手当を見直して

若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか？

いわゆる「年収の壁」対策

- 今年は**30年ぶりの高い水準での賃上げ**。地域別最低賃金額の全国加重平均は1,004円となった。
- 短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、**本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境作り**が大切。
- わが国では、2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題。既に、企業の人手不足感は、コロナ禍前の水準に近い不足超過となっており、**人手不足への対応は急務**。
- 当面の対応として、政府は「**年収の壁・支援強化パッケージ**」をとりまとめ、支援を開始。

詳細はこちら



「年収の壁」と配偶者手当の関係について

私たち企業の配偶者手当と「年収の壁」は何の関係があるの？



例えば、夫の会社の配偶者手当をもらうため、他社で働いている妻が、**手当受取りの収入基準を超えないように働き控え**をする場合もあるんだ。

このため、社会保障制度だけでなく、企業の配偶者手当が、いわゆる「年収の壁」として、就業調整の一因となる場合があると聞いたよ。

※配偶者のいるパートタイム労働者の就業調整の理由：
被扶養者認定基準（130万円）57.3%、被用者保険加入（106万円）21.4%、配偶者手当15.4%

なるほど。その場合、配偶者手当を見直す必要があるのかもしれないね。



そうだね。配偶者手当を見直すことは、自社の人材確保のためにも役立つよ。

配偶者手当の原資をもとに、**共働き**の方や**独身**の方、**能力開発**に積極的な方など、いろいろな方が活躍できる賃金・人事制度を改めて考えるいい機会になると思う。

配偶者手当を支給する企業は減少傾向なんだ。

働く意欲のあるすべての人が、「年収の壁」を意識することなく、その能力を十分に発揮できるような環境の整備にみんなで取り組んでいけたらいいね。

4 ステップのフローチャート

賃金制度の円滑な見直しに向け、次のチャートを参考に進めてみましょう

Step 1 賃金制度・人事制度の見直し検討に着手

まずは、他社の事例※も参考に自社の案を検討

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P30をご覧ください

Step 2 従業員のニーズを踏まえた案の策定

アンケートや各部門からヒアリングを行い、自社にあった案に絞り込んでいく

Step 3 見直し案の決定

[決定の過程での留意点]

- ・労使での丁寧な話し合い
- ・賃金原資総額の維持
- ・必要な経過措置

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P8やP30を参考に、従業員の納得感があるものにしましょう

※留意すべき法律や判例についてはP12以降をご参考ください

Step 4 決定後の新制度の丁寧な説明

見直しの影響を受ける従業員に丁寧な説明を行い、新制度を従業員の満足度向上につなげましょう

厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編



手当見直し内容の具体例

- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 基本給の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 子ども手当の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 資格手当の創設
- ・ 配偶者手当の収入制限の撤廃

など



詳細は、厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当の在り方の検討」にまとめています。



フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

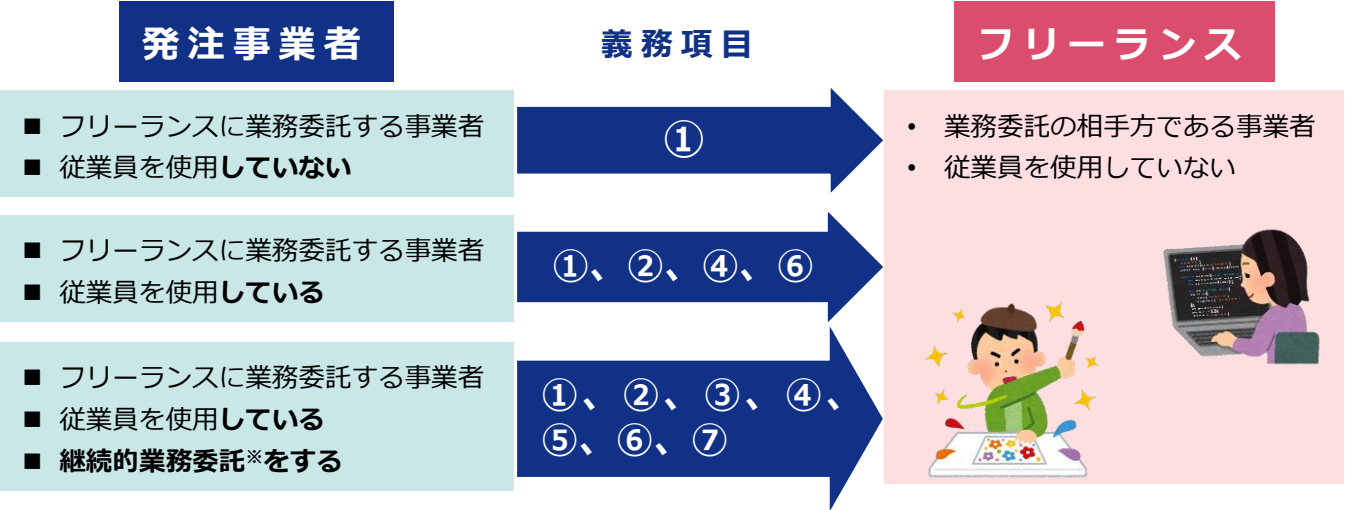
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



※継続的業務委託：一定の期間以上行う業務委託のこと。具体的な期間については、今後、政令で定められる予定です。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・ 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・ 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省
までお問合せください。

